

平成29年6月15日
事 務 室

就学支援金の認定について（お知らせ）

**平成29年7月から30年6月分までの
授業料に関する手続きが始まります。**

就学支援金とは、高校の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。年に1回、7月に収入状況届出書を提出いただき、7月から来年6月までの授業料を負担いただくかどうかを審査します。（最終学年は来年3月までとなります。）

高等学校等就学支援金『収入状況届出書』の提出をお願いします

- ☆ 平成29年6月23日（金）までに申請用紙等の配付を担当の先生を通じて行う予定です。
- ☆ 申請書の**提出期限日は、平成29年7月5日（水）**を予定しています。

必要書類の事前の準備をお願いします

- ☆ 市役所、あるいは福祉事務所から『課税（非課税）証明書』、『生活保護受給証明書』など申請に必要な書類をあらかじめ入手しておくなど、事前の準備をお願いします。

奨学のための給付金について

- ☆ 『奨学のための給付金』についての案内も併せて行いますので、要件に該当される方は、こちらも併せて申請するようにしてください。

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません。）

ご不明な点がございましたら、お気軽に事務室までお問い合わせください。

事務室 072-361-0581